

平成27年(厚)第583号

平成28年6月29日裁決

主文

後記「理由」欄第2の5記載の原処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、〇〇厚生年金基金(以下「保険者基金」という。)が、〇〇厚生年金基金規約(以下「保険者基金規約」という。)に基づき、請求人に対してした後記第2の5記載の原処分の取消しを求めるということである。

第2 本件審査請求に至る経緯

本件記録及び本件手続の全趣旨によると、請求人が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 保険者基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第4条の規定により、平成25年改正法による改正前の厚生年金保険法(以下「改正前厚年法」という。)の規定により設立された厚生年金基金として、なお存続するものとされた旧厚生年金基金(平成25年改正法附則第3条第10号)である。

2 厚生年金保険法上の適用事業所で、保険者基金の設立事業所であったa社(以下「本件事業所」という。)は、プレス鋳金加工及びこれに附帯する一切の事業を目的とする株式会社であるが、平成〇年〇月〇日に開催の同社取締役会において、審議事項「会社閉鎖に関する件」を諮り、平成〇年〇月末を目途に工場を閉鎖し、事業移管完了後に会社清算手続に入ることを承認する旨の決議をし、「a社」会社閉鎖についてと題する書面(平成〇年〇月〇日付)により、保険者基金に対して、平成〇年〇月末を目途に同社

を閉鎖する旨を通知した。なお、請求人は、本件事業所の代表取締役としてその事業主であったが、本件事業所は平成〇年〇月〇日の株主総会の決議により解散し、請求人がその代表清算人に選任されたものである。

3 保険者基金は、平成〇年〇月〇日開催の同基金の第〇回代議員会(以下「本件代議員会」という。)において、審議事項として、第〇号議案「設立事業所の脱退にかかる特別掛金について」を諮り、本件事業所に「一部営業譲渡に準ずる事実」に該当する事実があるとして、本件事業所に対して、保険者基金規約附則第17条の4第1項及び同附則第18条第2項に基づき、脱退等に係る特別掛金(以下「本件特別掛金」という。)を賦課し、納入告知することを決議した。

4 本件事業所は、平成〇年〇月〇日に、厚生年金基金加入員資格喪失届(加入員〇名分)を保険者基金へ提出し、保険者基金は、同日当該届を受理した。

5 保険者基金は、平成〇年〇月〇日付で、本件事業所に対して、納付目的を加入員減少による特別掛金として、加算特別掛金を〇〇〇〇万〇〇〇〇〇円とする納入告知書を送付して、納入の告知(以下「原処分」という。)を行った。

6 請求人は、原処分を不服として、当審査会に対し審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書添付の別紙1及び別紙2に記載のとおりであり、これらに対する保険者基金の意見は別紙3に記載のとおりである。なお、請求人は、延滞金の発生を回避するために、平成〇年〇月〇日付で、本件特別掛金として〇〇〇〇万〇〇〇〇円全額を、保険者基金に納入したが、なおも不服として審査請求を維持している。

第3 問題点

1 改正前厚年法第138条第5項では、「基金の設立事業所が減少する場合(設立事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継

させる場合その他の設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。)において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該基金は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛け金として一括して徴収するものとする。」と規定しており、保険者基金では、保険者基金規約において、脱退の申出をした設立事業所や加入員の一部を脱退させた設立事業所等に対する特別掛け金の徴収について以下のように定めている。

「(未償却過去勤務債務)

附則第17条の3 脱退(倒産等により

当該事業所の法(注:厚生年金保険法を指す。)第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。)の申出を行った設立事業所(以下「脱退事業所」という。)、この基金の設立事業所以外の事業所に事業の一部の譲渡(以下「一部営業譲渡」という。)を行い、転籍のため加入員の一部を脱退させる設立事業所(以下「一部営業譲渡を行う事業所」という。)、これらに準ずる事実(この基金の設立事業所が、この基金の設立事業所以外の事業所に、一部営業譲渡契約を締結せずに、転籍のために加入員の一部を脱退させた場合をいい、以下「一部営業譲渡に準ずる事実」という。)があったと認められる事業所(以下「一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所」という。)又は会社の分割(事業を承継する事業所がこの基金の設立事業所である場合を除く。以下「会社分割」という。)を行い、事業の承継のため加入員の一部を脱退させる設立事業所(以下「会社分割を行う事業所」という。)については、脱退月、一部営業譲渡月、一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる月又は会社分割月(脱退日、一部営業譲渡

日、一部営業譲渡に準ずる事実があつたと認められる日又は会社分割日が月の末日の場合は翌月)から加算標準掛け金算定の際に決定された債務の償却期間(平成〇年〇月から19年)のうち未償却期間(以下「加算特別掛け金未償却期間」という。)の加算特別掛け金による収入現価相当額を、加算部分の未償却過去勤務債務とする。

(一部営業譲渡に準ずる事実の判定)

附則第17条の4 この基金は、次の各号のいずれかに掲げる事実があり、かつ、前条に定める一部営業譲渡に準ずる事実があつたことが確認された場合は、次条に基づき当該事業所の事業主に対し、脱退等に係る特別掛け金の納入告知を行うものとする。

- (1) 当該事業所の加入員の3割以上の資格喪失の届を受けたとき
- (2) 過去24月の当該事業所の加入員数と比較して、3割以上の減少が認められたとき

2 この基金は、前条に定める一部営業譲渡に準ずる事実があつたことを確認するため、当該事業所の事業主に対し、加入員減少の理由の説明を求めることができる。加入員減少の理由の説明を求められた事業所の事業主は、この基金に対し、加入員減少の理由を説明しなければならない。

3 前項による事業所の事業主の説明の結果、一部営業譲渡に準ずる事実の有無の判定が困難な場合は、この基金の理事長は、臨時の代議員会を招集し、第1項に定める納入告知を行うかどうかを付議するものとする。

(脱退事業所に係る債務及び不足金の一括納付)

附則第18条 附則第17条の3に規定する脱退は、任意脱退する場合、当該基金の設立事業所でない事業所に合併される場合又は当該基金の設立事業所でない事業所に全部営業譲渡する場合をいい、当該事実が決定した時点で、設立事業所の事業主は、この基金に対

- し、当該事実が決定した旨を事前に申し出なければならない。また、一部営業譲渡を行う事業所、一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、この基金に対し、当該事実の申出を行わなければならない。
- 2 この基金は、脱退事業所、一部営業譲渡を行う事業所、一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所又は会社分割を行う事業所から、当該脱退、一部営業譲渡、一部営業譲渡に準ずる事実又は会社分割（以下「脱退等」という。）により生ずると見込まれる次の各号に掲げる債務及び不足金を徴収するものとし、当該脱退事業所、一部営業譲渡を行う事業所、一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所又は会社分割を行う事業所の事業主に対し、脱退日の属する月の前月末日又は一部営業譲渡日、一部営業譲渡に準ずる事実の申出を受けた日若しくは会社分割日の属する月の翌月末日までに、脱退等に係る特別掛金として納入の告知を行う。
- (1) 附則第17条の3に定める加算部分の未償却過去勤務債務
- (2) 繰越不足金
- 3 脱退事業所、一部営業譲渡を行う事業所、一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所又は会社分割を行う事業所の事業主は、前項の規定により納入の告知をされた脱退等に係る特別掛金について、納付期限までに、この基金に一括して納付しなければならない。」
- 2 そして、本件では、第2の3及び5に記載のとおり、保険者基金は、本件代議員会において、本件事業所が、保険者基金規約附則第17条の3に定める「一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所」に該当するとして、本件事業所に対して、本件特別掛金を納入告知することを決議し、その後、平成〇年〇月〇日付で、原処分を行い、請求人は、

それに対して、別紙1及び別紙2のとおり、不服を申し立てているのであるから、本件の問題点は、原処分が、上記の関係法令及び保険者基金規約に則って行われた、適法かつ妥当なものと認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

- 1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、第2記載の事実のほか、次の各事実が認められる。
(略)
- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 厚生年金基金は、加入員の老齢について給付を行うことで加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、適用事業所の事業主及びその適用事業所に使用される被保険者をもつて組織する法人とされ（改正前厚年法第106条ないし第108条）、その運営は、当該厚生年金基金が自動的に行うことができるものとされ、したがって、厚生年金基金は、法令で定められたその組織や業務に関する基本事項を定めるほか、年金等の給付、掛金及びその負担区分などについて、法令に反しない範囲で、個々の基金の実情に応じて基金独自の事項を定めることができるものであるところ（改正前厚年法第115条参照）、改正前厚年法第138条第5項の趣旨は、将来の給付に必要な積立金が不足する厚生年金基金から設立事業所が脱退した場合に、当該事業所の加入員であった者に対しては当該厚生年金基金の規約で定められた年金等の給付が全額確保される一方で、その設立事業所の事業主が不足する積立金を負担しなければ、当該厚生年金基金の財政が悪化するとともに、他の設立事業所の事業主がその積立不足金を将来負担しなければならない事態になり、不公平が生じるため、規約の定めにより算定した額を、当該減少に係る設立事業所の事業主から掛金として一括徴収することとしたもの

と解されるのであり、厚生年金基金の財政の維持と、加入員の年金受給権の保護を図るという観点からは、設立事業所の脱退について、脱退の事由により、その取扱いに差を設ける必然的理由はないと言はれるのであるが、保険者基金規約附則第17条の3は、第3の1に記載したとおり、本件特別掛金を一括納付すべき設立事業所について、「脱退（倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。）の申出を行った設立事業所」、「一部営業譲渡を行う事業所」、「一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所」及び「会社分割を行う事業所」をそれぞれ規定している。そして、保険者基金は、本件事業所は、このうちの「一部営業譲渡に準ずる事実があったと認められる事業所」による「転籍のため加入員の一部を脱退させた行為」に該当するとして原処分を行ったとしており、これに対し、請求人は、本件事業所は上記のうちの「倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合」（以下「本件倒産等の場合」という。）に該当し、かつ、「一部営業譲渡に準ずる事実」に該当するような事実はない旨を主張するのであるから、この点について検討する。

- (2) 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、本件事業所は、平成〇年〇月〇日現在において、総資産〇億〇万〇円のところ、負債合計は〇億〇万〇円で、〇億〇万〇円の大幅な債務超過となり、本件取締役会において、①平成〇年〇月末を目途に工場を閉鎖し、事業移管完了後に会社清算手続に入ること、②社員は、全員「特別転身支援制度」に応募させ、平成〇年〇月末に退職されること、③b社関連事業は、同年〇月末に全て撤退すること、④その後、c社向け及びその他外販事業については、平成〇年〇月末を目途に移管

を完了することの決定を決議（以下「本件決議」という。）したことが認められ、保険者基金にもその旨を伝え、その後、本件決議に基づき、最重要取引先であるb社に迷惑がかかるよう同社関連からの受注を優先対応し、c社及びその他取引先については、各社からの本件事業所への各発注を、本件事業所以外のところに移管してもらう対応を依頼しながら、円滑にこれが進められるよう、他に発注を変えることのできないものについては、本件事業所を平成〇年〇月末に退職した従業員の一部21名について、同年〇月〇日以降、平成〇年〇月〇日までの期間限定で、c社に雇用してもらい、移管完了までの間、c社において対応をもらつたというのである。また、本件事業所は、平成〇年〇月〇日に、c社及びd社の担当者同席の場で、保険者基金に対し、営業譲渡や倒産も検討したが、取引先に迷惑をかけないように任意整理の形で清算することとした旨、従業員については転籍ではなく、解雇後に再就職するものである旨を説明している。そして、本件事業所は、平成〇年〇月〇日付で、役職員3名を除く83名を、本件決議のとおり、退任又は退職させ、残った役職員3名についても平成〇年〇月〇日付で退任又は退職させ、同月〇日付で、保険者基金に対して、全喪年月日を同月〇日とする本件全喪届を提出していることが認められ、さらに、本件事業所は、同年〇月〇日に臨時株主総会を開催し、同総会において、本件事業所の解散が決議され、同日現在の貸借対照表によれば、債務超過額は、平成〇年〇月〇日現在から、さらに〇億〇万〇円拡大し、〇億〇万〇円となり、同総会で代表清算人となった請求人が、平成〇年〇月〇日付で、〇〇地方裁判所に対して、本件特別清算申立てをし、同年〇月〇日付で、同裁判所が特別清算の開始を命じたことが認められるのである。

保険者基金は、本件事業所は、c 社から受注していた業務を c 社に戻すなどし、本件事業所を平成〇年〇月〇日付で退職した従業員の一部が c 社に雇用されたことから、本件事業所は、保険者基金規約附則第 17 条の 3 に定める「一部営業譲渡に準ずる事実があつたと認められる事業所」に該当し、本件特別掛金の納入告知をすることは、本件代議員会で承認され、しかも、本件特別掛金を本件事業所に対して課すべきかどうかを判断するために必要な情報として保険者基金から本件事業所に対して行った照会にも、本件事業所は何ら応えなかつた非があるとし、さらに「一部営業譲渡に準ずる事実があつたと認められる事業所」には、保険者基金規約上、倒産等の場合を除くとする規定はない旨を主張するのであるが、本件事業所が、債務超過となり、解散及び清算から特別清算に至るまでの上記のとおりの経過に照らせば、会社閉鎖を決定した時点で既に受注していた分で、他に発注を変えることのできないものに限って、c 社に対応を依頼し、c 社が、本件事業所を退職した従業員の一部を、半年間の期間を限定して雇用して、これに係る作業ないし業務を行ったとしても、それは本件事業所の清算手続に向けての準備ないし残務整理の一環として評価すべきものであつて、それのみでは営業の全部又は一部の譲渡に該当するとは認められず、本件事業所を退職した従業員 21 名の c 社による雇用についても、本件記録からは、上記で認定したとおりの事実が認められるのみで、そのほかに、本件事業所と c 社間で当該雇用に関して何らかの合意がなされたり、本件事業所において当該従業員から移籍の同意を得たような事実は全くうかがえないのであるから、これをもつて本件基金規約附則第 17 条の 3 に定められている「転籍」に該当するということもできない。

本件事業所が、当初の保険者基金に対する「会社閉鎖に至つた経緯」に関する説明の中で、「親会社である e 社に移管整理する」旨の表現を用いでいることが認められ（上記 1 の（3））、これが保険者基金が営業譲渡に関して疑惑を抱く理由のひとつになったとも思われるるのであるが、その後の経過からすれば、それは上記のような内容にとどまるものであったということができるのであり、また、本件事業所による保険者基金に対する丁寧な報告や説明が望ましかつたとはいっても、保険者基金からの照会に本件事業所が応じなかつたことや、本件代議員会において本件特別掛金に係る納入告知が承認されたことをもつて、上記の判断を変えることはできない。したがつて、「一部営業譲渡に準ずる事実があつたと認められる事業所」による「転籍のため加入員の一部を脱退させた行為」に該当するとの保険者基金の主張は認められず、原処分はその処分の根拠となる理由を欠くものといわざるを得ない。

そして、特別清算は、解散した会社の清算において、債務超過の疑いのある場合等に、債権者や清算人等の申立て（債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。）により、裁判所の特別清算開始命令に基づいて、その監督のもとにおいて行われる倒産処理手続のひとつであるところ（会社法第 510 条以下参照）、本件事業所が特別清算の申立てを行うに至る前記認定に係る経過に併せて、本件事業所は、平成〇年〇月〇日付の保険者基金あての回答書で、特別清算手続を行うことを明らかにし、同年〇月〇日を全喪年月日とする本件全喪届を提出した後、同年〇月〇日の臨時株主総会において解散の決議をして、請求人を代表清算人に選任し、同年〇月〇日に解散公告を行つて、同日から平成〇年〇月〇日までを債権申出期間とし、その経過を

待って、同月〇日に〇〇地方裁判所に對し本件特別清算開始申立てを行い、同年〇月〇日、同裁判所により特別清算の開始が命じられたという事實を全体としてみれば、本件事業所は、平成〇年〇月〇日を全喪年月日とする本件全喪届の提出により保険者基金を脱退したものと認められ、それは特別清算手続によるものということができ、保険者基金規約附則第17条の3に規定されている「(倒産等により当該事業所の法第9条に規定する被保険者全員がその資格を喪失する場合を除く。)」に該当して、本件特別掛金の納入の告知をすべき設立事業所から除外されるものと解されるのである。そして、本件事業所が、当初、任意整理による旨を表明していたとしても、倒産処理の手続が進む経過の中で、法的整理手続に移行することは通常あり得ることであって、これによって上記判断が妨げられるものではなく、一方、本件における前記認定のような経過や事情に鑑みれば、平成〇年〇月〇日付の書面で、本件事業所から特別清算手続による意思であることが明らかにされるや、本件事業所が、債務超過となり、解散及び清算から特別清算に至るまでの経過から、平成〇年〇月〇日の83名分の厚生年金基金加入員資格喪失届の提出による加入員の減少を切り離して捉え、これを理由に平成〇年〇月〇日付で原処分を行ったことは妥当とは認められない。

- (3) 以上によれば、本件事業所に対する本件特別掛金の納入告知には理由がなく、原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。